

横須賀市報

第 1792 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例	
◇議会議員の議員報酬等に関する条例中一部改正……………	14601
◇手数料条例中一部改正……………	”
規 則	
◇食品衛生法等施行取扱規則中一部改正……………	”
◇横須賀市予防接種事故災害補償規則中一部改正……………	14602
告 示	
◇市議会定例会の招集について……………	”
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	”
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について……………	14603
◇除却広告物等の保管について……………	”
◇放置自転車等の移動について……………	”
公 告	
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	14604
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	”
◇開発行為の工事完了について……………	”
◇農用地利用集積計画について……………	”
教育委員会告示	
◇令和3年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について……………	14605
◇社会教育施設の供用の休止について……………	14606
監査委員告示	
◇包括外部監査人の監査の事務を補助する方について……………	”
正 誤	

条 例

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月19日

横須賀市長 上地 克 明

横須賀市条例第36号 (令和2年5月19日) 掲 示 済

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和21年横須賀市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に100分の90を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月25日

横須賀市長 上地 克 明

横須賀市条例第37号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第3第5項第2号を削り、同項第3号中「省令」を「行

政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。次号において「省令」という。）に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

横須賀市規則第54号

食品衛生法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月25日

横須賀市長 上地 克 明

食品衛生法等施行取扱規則の一部を改正する規則

食品衛生法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第2条中「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第3条とする。

第1条第1項中「食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）」を削り、「第1号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第2条とし、第1条として次の1条を加える。

（指定成分等含有食品に係る健康被害情報届）

第1条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による届出は、指定成分等含有食品に係る健康被害情報届（第1号様式）によらなければならない。

第24条第1項中「条例別表第1第8項第1号サ」を「省令別表第17第1号ロ(3)」に、「食品衛生責任者養成講習会」を「都道府県知事等が適正と認める講習会」に、「指定を」を「認定を」に、「食品衛生責任者養成講習会指定申請書」を「食品衛生責任者養成講習会認定申請書」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 講習の内容

公衆衛生学、食品衛生学及び食品衛生法その他関係する法令等に関すること。

第24条第2項第3号ア中「指定番号、名称」を「名称」に改め、同条第3項中「指定した」を「認定した」に、「養成講習会指定通知書」を「養成講習会認定通知書」に改める。

第25条第1項中「条例別表第1第8項第4号」を「省令別表第17第1号ハ(1)」に、「食品衛生責任者の食品衛生に関する」を「都道府県知事等が認める」に、「指定を」を「認定を」に、「食品衛生講習会指定申請書」を「食品衛生講習会認定申請書」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 講習の内容

営業に係る公衆衛生上必要な措置の基準、最近の食品衛生、自主管理等に関すること。

第25条第3項中「指定した」を「認定した」に、「食品衛生講習会指定通知書」を「食品衛生講習会認定通知書」に改める。

第3号様式を削る。

第2号様式中「（第2条関係）」を「（第3条関係）」に改め、同様式を第3号様式とする。

第1号様式（裏）を第2号様式（裏）とする。

第1号様式（表）中「（第1条第1項関係）」を「（第2条

第 1 項関係)」に改め、同様式を第 2 号様式（表）とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

第 1 号様式（第 1 条関係）

指定成分等含有食品に係る健康被害情報届

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
届出者	住所 氏名 〔法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名〕 電話
情 報 を 得 た 日	
指定成分等含有食品の製品名	
指定成分等含有食品中の指定成分等の名称及び含有量	
健康被害を受けた者の情報	性別及び年齢
	指定成分等含有食品の摂取状況
	健康被害に係る症状
	受診医療機関の所在地及び名称
	診 断 結 果
	指定成分等含有食品の摂取時に使用していた医療品等の名称
そ の 他 必 要 な 事 項	

第27号様式中「食品衛生責任者養成講習会指定申請書」を「食品衛生責任者養成講習会認定申請書」に、

及講習 時の 間内 数容	公衆衛生学	を 講 習 の 内 容 に改める。
	衛生法規	
	食品衛生学	

第28号様式中「横須賀市指令 第 号」を「第 号」に、「養成講習会指定通知書」を「養成講習会認定通知書」に、「食品衛生条例別表第 1 第 8 項第 1 号コ」を「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第 1 号ロ(3)」に、「指定します」を「認定します」に改める。

第29号様式中「食品衛生講習会指定申請書」を「食品衛生講習会認定申請書」に改め、「及び時間数」を削り、「講ずべき」を「必要な」に改める。

第30号様式中「横須賀市指令 第 号」を「第 号」に、「食品衛生講習会指定通知書」を「食品衛生講習会認定通知書」に、「食品衛生条例別表第 1 第 8 項第 4 号」を「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第 1 号ハ(1)」に、「指定します」を「認定します」に改める。

附 則
この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

横須賀市規則第55号

横須賀市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 5 月25日
横須賀市長 上 地 克 明
横須賀市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

横須賀市予防接種事故災害補償規則（平成21年横須賀市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「4,400 万円」を「4,420 万円」に改め、同条第 2 号ア中「4,400 万円」を「4,420 万円」に改め、同号イ中「29,299,000 円」を「29,431,000 円」に改め、同号ウ中「22,367,000円」を「22,468,000円」に改める。

附 則
1 この規則は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
2 改正後の横須賀市予防接種事故災害補償規則第 6 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に発見された事故について適用し、同日前に発見された事故については、なお従前の例による。

告 示

横須賀市告示第 101 号 (令和 2 年 5 月 7 日 掲 示 済)

5 月14日市議会議事堂に令和 2 年市議会定例会を招集します。
令和 2 年 5 月 7 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第 106 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。
令和 2 年 5 月25日

地縁団体の名称	代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	
	変 更 前	変 更 後
湘南鷹取 4 丁目自治会	鈴木 良 介 横須賀市湘南鷹取 4 丁目13番 1 号	幸 信 利 横須賀市湘南鷹取 4 丁目32番13号
金谷町内会	竹 折 輝 隆 横須賀市金谷 1 丁目 5 番 8 号	安 藤 正 和 横須賀市金谷 3 丁目 3 番13号
馬堀海岸 3 丁目自治会	黒 澤 守 横須賀市馬堀海岸 3 丁目25番 6 号	伊 藤 和 男 横須賀市馬堀海岸 3 丁目 4 番10号
東町内会	小 柴 幹 人 横須賀市鴨居 3 丁目 12番10号	小 柴 薫 横須賀市鴨居 3 丁目 13番 8 号
東浦賀一丁目町内会	一 杉 喜代志 横須賀市東浦賀 1 丁目20番 7 号	赤 穂 正 明 横須賀市東浦賀 1 丁目14番 1 号
洲崎町内会	橋 本 紀年男 横須賀市東浦賀 2 丁目 9 番 5 号	板 井 直 行 横須賀市東浦賀 2 丁目10番 3 号
台町内会	富 澤 孝 光 横須賀市長沢 3 丁目 8 番35号	大 島 國 夫 横須賀市長沢 4 丁目 11番17号
荒井町内会	小知和 三千雄 横須賀市長井 6 丁目 22番15号	鈴 木 辰 巳 横須賀市長井 6 丁目 27番50号

横須賀市告示第 107 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第78条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。
令和 2 年 5 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
-------	--------	---------	---------	---------------------------

令和 2 年 4 月30日	和憩い処わかば	横須賀市田浦町 2 丁目55 番地	地域密着型通所介 護	鎌倉市関谷 387 番地58 合同会社わかば 代表社員 増 田 吉 孝
------------------	---------	----------------------	---------------	---

横須賀市告示第 108 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和 2 年 5 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年月日	名 称	所 在 地
令和 2 年 2 月 1 日	アロー薬局たかとり店	横須賀市湘南鷹取 4 丁目 5 番 2 号
令和 2 年 4 月 1 日	イオン薬局イオンスタ イル横須賀	横須賀市本町 2 丁目 1 番 地12コースカベイサイド ストアーズ 2 階
同	日本調剤横須賀中央薬 局	横須賀市若松町 2 丁目 5 番地 3 矢島ビル 1 階

横須賀市告示第 109 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 5 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等 の名称又 は種類	広告物 等の数 量	広告物等が放置されてい た場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	30	吉倉町 1 丁目、西逸見町 2 丁目、若松町 3 丁目、 米が浜通 1 丁目、上町 1 丁目、公郷町 3 丁目、衣 笠栄町 3 丁目、平作 3 丁 目・ 7 丁目、久比里 1 丁 目、久里浜 7 丁目及びハ イランド 4 丁目地内	令和 2 年 4 月 1 日か ら同月 30日ま で	告示の 日の翌 日から 起算し て 2 週 間

2 保管場所

横須賀市武 3 丁目22番 1 号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 110 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第 10 条第 2 項及び第 4 項並びに第 28 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 2 年 5 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動 2 輪車		
令和 2 年 4 月 2 日から 同月30日まで	台 19	台 1	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町 2 番地
同	2	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	12	1	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	2	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	4	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	13	2	追浜東町 3 丁目、湘南鷹取 1 丁目・ 2 丁目、汐入町 3 丁目・ 5 丁目、 平成町 1 丁目、三春町 1 丁目・ 2 丁目、平作 5 丁目、衣笠町、大矢 部 1 丁目、久比里 2 丁目、長井 1 丁目及び長坂 1 丁目地内の道路	同
同	1	1	横須賀中央駅第 1 自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	久里浜駅自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	0	Y R P 野比駅第 2 自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 1,500円
原動機付自転車及び普通自動 2 輪車 1 台につき 3,000 円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市土木部土木計画課

公 告

横須賀市公告第83号 (令和 2 年 5 月15日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 2 年 5 月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 2 年度	介 護 保 険 料 納 入 通 知 書	4 月分の納期限は、令和 2 年 6 月 1 日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第84号 (令和 2 年 5 月15日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 2 年 5 月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和元年度	介 護 保 険 料	2 月 分	令和 2 年 3 月31日

(別紙略)

横須賀市公告第85号 (令和 2 年 5 月15日)
掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 2 年 5 月15日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和元年 9 月19日 29開第20号	令和 2 年 4 月24日 令 2 第 2 号	横須賀市久里浜 8 丁目2044番 1 ほ か 1 筆	横須賀市公郷町一丁目44番地和広 ビル 1 F 株式会社オープンフィールド 代表取締役 平 野 美奈子
平成30年 7 月27日 30開第 9 号	令和 2 年 4 月27日 令 2 第 3 号	横須賀市秋谷字浜田5404番 1	東京都港区南麻布 5 丁目 9 番16号 森 健
平成28年11月 2 日 28開第22号	令和 2 年 5 月 8 日 令 2 第 4 号	横須賀市長井 6 丁目5374番ほか 2 筆	東京都台東区千束四丁目41番16号 角えび商事株式会社 代表取締役 大 木 隆

横須賀市公告第86号
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1
項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19
条の規定により公告します。
その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局にお
いて縦覧に供します。
令和 2 年 5 月25日

横須賀市長 上 地 克 明
記の 1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市津久井 4 丁目2541番、2543番、2544番 1 及び2544
番 3
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井 3 丁目28番21号
原 健 治
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市津久井 3 丁目25番18号
長谷川 八重子

記の 2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目78番

- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 8 番20号
原 田 直 樹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 3 番12号
原 田 俊 雄
記の 3
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目 380 番 1 及び 383 番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 2 番 6 号
原 田 泰 雄
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 3 番12号
原 田 俊 雄

記の 4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 3 丁目3070番 2 及び3147番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目13番24号
沼 田 芳 夫

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目50番34号
秋 本 敏 彦

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第10号 (令和 2 年 5 月 1 日 掲 示 済)

令和 3 年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について、次のとおり定めました。

令和 2 年 5 月 1 日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

令和 3 年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

令和 3 年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の(1)の ア から エ までのいずれかに該当する者であって、かつ、次の(2)の要件を満たす者とする。

(1) 高等学校への志願資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了した者

（ただし、国公私立高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に在籍している者、二次募集にあっては出願時に令和 3 年度入学選抜において合格している者を除く。）

イ 中学校等を令和 3 年 3 月31日までに卒業若しくは修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 施行規則第95条第 1 号又は第 2 号に規定する課程を令和 3 年 3 月31日までに修了する見込みの者

(2) 横須賀市立横須賀総合高等学校への志願資格

ア 全日制の課程への志願者については、本人及びその保護者（本人に対して親権を行う者。親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。）が県内に住所を有すること。ただし、神奈川県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める県教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

イ 定時制の課程への志願者については、県内に住所又は勤務地を有すること。ただし、県教育長が別に定める県教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所又は勤務地を有する者とみなす。

2 募集の方法

募集の方法は、全日制の課程及び定時制の課程それぞれにおいて、総合学科で行う。

3 募集期間

(1) 共通選抜募集期間は、次のとおりとする。

区 分	募 集 期 間
全日制の課程	令和 3 年 1 月28日（木）から同年 2 月 1 日（月）まで
定時制の課程	令和 3 年 1 月28日（木）から同年 2 月 1 日（月）まで

(2) 定通分割選抜募集期間は、次のとおりとする。

区 分	募 集 期 間
-----	---------

定時制の課程	令和 3 年 3 月 3 日（水）及び同月 4 日（木）
--------	------------------------------

4 志願

- (1) 志願者は、横須賀市立横須賀総合高等学校（以下「総合高校」という。）の校長に入学願書と面接シートを提出するとともに、併せて入学検定料を納付するものとする。
- (2) 志願は、前記 3 において、一の課程に限る。なお、共通選抜及び連携型中高一貫教育校連携募集の合格者は、定通分割選抜に志願することはできない。
- (3) 海外帰国生徒特別募集に志願した者及び在県外国人特別募集に志願した者は、総合高校を併せて志願することができない。
- (4) 中途退学者募集に志願した者は、総合高校を併せて志願することができない。

5 志願変更

(1) 志願変更の対象

ア 共通選抜

前記 4 により、志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集又は海外帰国生徒特別募集若しくは在県外国人特別募集に志願変更することができる。

イ 定通分割選抜

前記 4 により、志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う定通分割募集に志願変更することができる。

(2) 志願変更の期間

志願変更の期間は、次のとおりとする。

区 分	志 願 変 更 の 期 間
共通選抜	令和 3 年 2 月 4 日（木）から同月 8 日（月）まで
定通分割選抜	令和 3 年 3 月 5 日（金）及び同月 8 日（月）

6 選抜の方法

- (1) 総合高校の校長は、中学校の校長から送付された志願した者についての書類、選抜のための学力検査（以下「学力検査」という。）の成績、面接に基づいて、横須賀市教育委員会教育長（以下「市教育長」という。）が別に定める方法により選抜を行う。
- (2) 中学校の校長は、次の書類を総合高校の校長に送付するものとする。
志願した者の調査書
- (3) 長期の欠席について病気など特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関し、必要な事項は県教育長が定めるところに準ずる。

7 選抜のための検査

(1) 共通選抜

ア 全日制の課程 学力検査（国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の 5 教科）及び面接とする。

イ 定時制の課程 学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の 3 教科）及び面接とする。

(2) 定通分割選抜については、学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の 3 教科）及び面接とする。

(3) 定時制の課程を志願した者のうち、20歳以上の者（令和 3 年 4 月 1 日現在）については、学力検査を作文に代えることができる。

(4) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し、必要な事項は、県教育長が定めるところに準ずる。

- (5) 障害のある志願者等の選抜のための検査の方法に関し、必要な事項は、県教育長が定めるところに準ずる。
- (6) やむを得ない事情による追検査に関し、必要な事項は県教育長が定めるところに準ずる。

8 学力検査等の期日
学力検査等の期日及び合格者の発表の期日は、次のとおりとする。

(1) 共通選抜

区 分	学力検査の期日	面接の期日	合格者の発表の期日
全日制の課程	令和 3 年 2 月15日 (月)	令和 3 年 2 月16日 (火) 又は同月17日 (水)	令和 3 年 3 月 1 日 (月)
定時制の課程	令和 3 年 2 月15日 (月)	令和 3 年 2 月16日 (火) 又は同月17日 (水)	令和 3 年 3 月 1 日 (月)

(2) 定通分割選抜

区 分	学力検査の期日	面接の期日	合格者の発表の期日
定時制の課程	令和 3 年 3 月12日 (金)	令和 3 年 3 月12日 (金) 又は同月15日 (月)	令和 3 年 3 月19日 (金)

9 二次募集

市教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 募集期間は、次のとおりとする。

区 分	募 集 期 間
共通選抜	令和 3 年 3 月 3 日 (水) 及び同月 4 日 (木)

定通分割選抜	令和 3 年 3 月22日 (月) 及び同月23日 (火)
--------	-------------------------------

(2) 志願変更の期間は、次のとおりとする。

区 分	志 願 変 更 期 間
共通選抜	令和 3 年 3 月 5 日 (金) 及び同月 8 日 (月)
定通分割選抜	令和 3 年 3 月24日 (水)

(3) 学力検査等の期日は、次のとおりとする。

区 分	学力検査の期日	面接の期日	合格者の発表の期日
全日制の課程	令和 3 年 3 月10日 (水)	—	令和 3 年 3 月17日 (水)
定時制の課程	—	令和 3 年 3 月25日 (木)	令和 3 年 3 月29日 (月)

10 入学の許可

- (1) 入学の許可は、総合高校の校長が合格者に合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 総合高校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に、不正行為のあった者又は妨害行為のあった者に対しては入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為又は妨害行為が判明した者に対しては入学の許可を取り消すものとする。

11 入学手続

- (1) 合格者は合格通知の交付を受けた後、指定された期日までに市教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 総合高校の校長は、前記(1)の手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

12 市教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、総合高校の入学者の募集及び選抜に関し、必要な事項は、市教育長が別に定める。

横須賀市教育委員会告示第11号 (令和 2 年 5 月 1 日 掲 示 済)

次に掲げる施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、令和 2 年 5 月 7 日から同年 6 月30日までの間、供用を休止します。
令和 2 年 5 月 1 日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 横須賀市立中央図書館（横須賀市立児童図書館を含む。）、横須賀市立北図書館及び横須賀市立南図書館
- 2 横須賀市自然博物館及び横須賀市人文博物館
- 3 横須賀美術館
- 4 横須賀市生涯学習センター

監査委員告示

横須賀市監査委員告示第 4 号 (令和 2 年 5 月13日 掲 示 済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252 条の32第 1 項の規定による包括外部監査人稲垣正人の監査の事務を補助する方についての協議が調ったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

令和 2 年 5 月13日

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子
同 丸 山 邦 彦
同 西 郷 宗 範
同 嘉 山 淳 平

氏 名	住 所	補助できる期間
馬 場 正 威	東京都江東区冬木15番19－1102号	令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月31日まで
斉 藤 将	東京都品川区旗の台 6 丁目 3 番 4 号	
松 本 拓 也	東京都台東区台東 4 丁目 20番 8 －1001号ステージファースト仲御徒町	
神 戸 政 之	横浜市西区桜木町 4 丁目 17番地	
櫻 山 加奈子	横浜市港南区日限山 1 丁目67番11－ 612 号	
山 口 準 子	東京都杉並区高井戸東 1 丁目 1 番43号	

宮 本 和 之	東京都日野市大字上田 255 番地の13
---------	-------------------------

正 誤

令和 2 年 4 月27日付け横須賀市報第1790号 14594 ページ横須賀市上下水道局告示第12号中「指定年月日」は「届出年月日」の誤り

令和 2 年 5 月 8 日付け横須賀市報号外第11号 3 ページ左欄中「横須賀市告示第 101 号」は「横須賀市告示第 102 号」の誤り

令和 2 年 5 月11日付け横須賀市報第1791号 14597 ページ横須賀市告示第 102 号中「横須賀市告示第 102 号」は「横須賀市告示第 103 号」の、同号 14598 ページ横須賀市告示第 103号 中「横須賀市告示第 103 号」は「横須賀市告示第 104 号」の、同ページ横須賀市告示第 104 号中「横須賀市告示第 104 号」は「横須賀市告示第 105 号」のいずれも誤り

令和 2 年 5 月11日付け横須賀市報号外第12号 1 ページ横須賀市監査委員公表令和 2 年第 4 号中「実行した」は「実施した」の誤り